

A. 税務・会計

1. 法人税 (CIT)

❖ CIT の納付期限の延長

2020年4月8日付、政府発行の政令・第41/2020/ND-CP号によると、土地賃貸料に対する税の納付期限に対する延長については、以下のようになります。

本政令の第2条に規定されているCITを納税する企業・組織の2019年度の確定申告書に従い、未払いCIT、及び、2020年第1四半期と第2四半期のCITの仮納付の金額に対しては5ヶ月延長されます。延長期間は税務管理に関する法律の規定に従うCITの納付期限の終了日から数えられます。

企業・組織は国家予算に2019年度の確定申告に従う未払いCITを納税した場合、企業・組織は納税したCITを調整し、他の税金の未払い額と相殺することができます。

本政令の第2条に記載されている企業・組織の支店は、直接管理する税務機関にCIT申告を実行する場合、CITの納税期限の延長の適用対象となります。本政令の第2条の第1、2、3項に記載されている企業・組織の支店は延長される経済分野に属する生産事業活動を行っていない場合、これらの支店はCITの納税期限の延長の適用対象となりません。

❖ 会社の運営に参加している会社理事会のメンバーである個人からお金を借りる場合の連結取引（利子を課さない場合でも）

2020年2月20日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第6684/CT-TTHT号によると、連結取引（利子を課さない場合でも）については、以下のようになります。

政令・第20/2017/ND-CP号の第4条にある規定に従って、会社の運営に参加している会社理事会のメンバーである個人からお金を借りる場合（利息が課さない場合を含む）、会社は連結取引が発生します。したがって、2017年2月24日付、政府発行の政令・第20/2017/ND-CP号の第8条3項にある規定に従って、会社はCITの課税所得を確定する際に控除される利息費用を確定します。

2. 付加価値税 (VAT)

❖ 生花かごに対しての付加価値税率

2020年1月13日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第152/TCT-DNL号によると、花かごに対する税対策については、以下のようになります。

生花は栽培品ですが、下処理し、付属品を使って花束、花かごにしています（別の商品となる）。会社は顧客に贈る為、花束、又は、花かごを購入する場合、贈る際に、税率10%での付加価値税の領収書を発行しなければなりません。

❖ 付加価値税の納付期限に対する延長

2020年4月8日付、政府発行の政令・第41/2020/ND-CP号によると、土地賃貸料と付加価値税の納付期限に対する延長については、以下のようになります。

本政令の第2条に従って、税務管理に関する法律の規定に基づく付加価値税の納付期限の終了日から2020年3月、4月、5月、6月の課税期間（1ヶ月の申告の場合）及び2020年第1四半期、第2四半期の課税期間（四半期ごとの申告の場合）の付加価値税の未納付額に対しては5ヶ月延長されます。

3. 個人所得税 (PIT)

❖ 保険料に対しての個人所得税

2020年9月4日付、ホーチミン市税務局発行のオフィシャルレター・第9653/CT-TTHT号によると、保険料に対する個人所得税については、以下のようになります。

会社は労働者の代わりに労働者の強制保険（社会保険、医療保険、雇用保険）を支払う場合、これらの支払いは労働者の個人所得税の課税所得に計算される必要があります。

しかし、強制保険は労働者の課税所得から差し引かれます。（通達・第111/2013/TT-BTC号の第9条2項の規定）

❖ 外国人の個人所得税の計算及び扶養家族の税コードの発行の時期

2020年2月18日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第6043/CT-TTHT号によると、個人所得税の確定申告、及び、扶養家族の税コードの発行については、以下ようになります。

居住者である外国人の場合、個人所得税の計算を開始する時期は、ベトナムでの収入が発生する目的の下で労働することが記載されている契約書、又は、ベトナムへの任命状を根拠とし、ベトナムに最初に来た日からの計算となります。

他の扶養家族に対しては、遅くとも、2019年12月31日までに登録した場合は、控除されますが、2019年12月31日以降登録した場合、2019年度分は控除されません。

❖ ベトナムに居住する個人である外国人のための海外における資本投資に対する個人所得税

2019年9月13日付、ホーチミン市税務局発行のオフィシャルレター・第10108/CT-TTHT号によると、海外における資本投資に対する個人所得税については、以下ようになります。

通達・第111/2013/TT-BTC号の第10条の規定に従って、ベトナムでの居住者である外国人が、海外において会社を設立する為に資金を出し、そこからの収入が発生する時、投資資本についての税金が課されます。

外国人は通達・第92/2015/TT-BTC号に添付されているフォーム・第04/NNG-TNCN号に基づいて、収入発生毎に申告し、税率5%での資本投資についての税金を源泉徴収して、納税する必要があります。

4. 事業税

❖ 設立初年度での事業税の免除

2020年2月24日付、政府発行の政令・第22/2020/NĐ-CP号は事業税に関する2016年10月4日付、政令・第139/2016/NĐ-CP号のいくつかの条例を訂正し、補足します。詳細は以下ようになります。

企業に対しては設立初年度での事業税が免除され、個人・世帯は初年度での事業活動の事業税が免除されます。初年度は会計年度ではなく、暦年（1月1日～12月31日）に従って数えることとなります。（第1条1項c点）

特に、事業活動を行う世帯から転換した中小企業は、最初の企業登記証明書が発行された日から数えて、3年間の事業税が免除されます。（第1条1項c点）

設立初年度、又は、設立の最初の3年間（中小企業に対して）に支店・駐在員事務所・事業所を設立する場合、これらの支店・駐在員事務所・事業所は企業の免除期間に等しい事業税が免除されます。（第1条1項c点）

上記の政令は、2020年2月25日より発効となります。

5. 電子領収書

❖ 電子領収書にある買い手の署名の免除

2019年12月18日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第94414/CT-TTHT号によると、電子領収書にある買い手の署名の免除について、以下ようになります。

通達・第32/2011/TT-BTC号の第6条1項e点に従って、原則的に電子領収書は売り手と買い手の署名が必要になります。

しかし、会社は買い手に商品、サービスを提供することに関する書類類（契約書、在庫票、レシートなど）がある時、電子領収書を発行する場合、買い手の署名は免除になります。

❖ 電子領収書には商品の品目表を表示する必要があること

2020年1月13日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター第1397/CT-TTHT号によると、電子領収書には商品の品目表を表示する必要があることについて、以下ようになります。

顧客に電子領収書を発行する時、会社は電子領収書に含まれる情報の原則を確実にするために、販売した商品の品目表を作成する必要があります。

販売したサービス・商品の品目表を十分に表示しない領収書を発行した場合、領収書に表示されていない商品・サービスを含む一覧表を添付しても、品目表に表示されていない品目は、電子領収書に関する規定に適用しません。

❖ 2020年10月31日まで自己で印刷した領収書を引き続き使用すること

2019年12月27日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第96977/CT-TTHT号に

よると、自己で印刷した領収書を引き続き使用することについて、以下のようになります。

通達・第 68/2019/TTBTC 号の第 27 条 2 項の規定に従って、2018 年 11 月 1 日から 2020 年 10 月 31 日まで、税務機関が会社に電子領収書を使用することを、まだ要求しない場合、会社は自己で印刷された領収書を引き続き使用します。

しかし、2020 年 11 月 1 日以降、会社は自己で印刷した領収書の使用をやめ、電子領収書の使用に変更することになります。

B. 投資 - 労務

❖ **新型コロナウイルス感染症の影響を理由として出勤が停止される労働者に対する給料と福祉**

2020 年 3 月 25 日付、労働傷病兵社会省発行の新型コロナウイルス感染症の影響を理由として出勤が停止される労働者に対する給料と福祉について案内するオフィシャルレター・第 1064/LĐT BXH-QHLDTL 号によると、以下の内容になります。

労働者が新型コロナウイルス感染症の直接的な影響により出勤を停止される場合、雇用者は停止期間に応じる給与を労働者に支払います。この給与額は、双方の合意のもと確定されますが、政府に規定されている地域別最低賃金より低くてはいけません。

企業が、材料質源、又は、市場において困難で業務を労働者に十分に分配することができない場合、以下のように対応します。

- 雇用者は、一時的に労働者に労働契約書での同意とは違う仕事を振り分けることができます。
- 出勤停止期間が長く、給与支払能力に悪影響を与える場合、雇用者と労働者は協議の上、労働法の第 32 条により労働契約書の実施を一時的に停止することができます。
- 生産縮小で業務が減る場合、雇用者は労働法の第 38 条と 44 条に規定する手順と手続きにより、一方的に労働契約書を解約することができます。

❖ **新型コロナウイルス感染症による影響を受けた企業各社に対する年金基金と遺族年金基金への納付の停止（労働者の給与の 14%にあたる雇**

用者の負担額；労働者の給与の 8%にあたる労働者の負担額）

2020 年 3 月 17 日付、社会保険機関発行の運送企業、旅行企業、旅館経営企業、レストラン経営会社、又は、新型コロナウイルス感染症による被害を受けてから業務がなくなったその他の企業、各社に対する年金基金と遺族年金基金への納付の停止についてのオフィシャルレター・第 860/BHXH-BT 号によると、以下の内容になります。

- 納付停止の条件：稼働停止、営業停止する前に勤務して社会保険に加入していた労働者の 5 割以上が一時的に出勤停止をされている場合で、雇用者は職員の名簿を添付した要請文書、もしくは、新型コロナウイルス感染症の影響で総財産価値が 50%の損害を受けた文書、そして、最新の棚卸資産報告書を提出しなければなりません。
- 年金基金と遺族年金基金への納付停止期間は、要請文書を提出した時から 2020 年 6 月までです。新型コロナウイルス感染症がまだ続いていて、企業が要請文書を提出する場合、納付停止期間は 2020 年 12 月まで延長されます。

❖ **新型コロナウイルス感染症による被害を受けた企業各社に対する組合費（労働者の給与の 2%にあたる雇用者の負担額）の納付の延期**

2020 年 3 月 18 日付、労働総同盟発行のオフィシャルレター・第 245/TLĐ 号によると、新型コロナウイルス感染症による被害を受けた企業各社（社会保険を参加している労働者の 5 割以上が一時的に出勤停止をされている場合のみ）に対して、前半期にあたる組合費の納付は 2020 年 6 月 30 日まで延長します。この時点を超えても、新型コロナウイルス感染症がまだ続いていて企業が困難を乗り越えられていない場合、2020 年 12 月 31 日まで延期することになります。

留意点：企業は組合費納付を延期するために、上級の労働組合に申請する根拠として自社の労働組合に申請書類を送付しなければなりません。

❖ **労働者の社会保険納付状況の公示**

2020 年 3 月 1 日付、政府発行の労働、社会保険、又は、契約書による労働者の海外での労働に関する違反に対する罰金についての政令・第

28/2020/ND-CP 号の第 38 条 2 項 a 号によると、以下の内容になります。

毎年、社会保険機関が発給する労働者の社会保険納付状況を公示しない行為に対して、雇用者に 500,000～1,000,000VND までの罰金が課されます。

- ❖ **雇用者が、もうすぐ契約満了になる労働契約書の期間満了日の 15 日前までに労働者に通知する義務はなくなる**

2013 年 8 月 22 日付、政府発行の政令・第 95/2013/ND-CP 号の第 7 条 1 項は、雇用者が有期労働契約書の期間満了日の 15 日前までに労働者に書面で通知しない行為に対する罰金を規定しています。

しかし、2020 年 3 月 1 日付、政府発行の政令・第 28/2020/ND-CP 号に、上記の行為に対する罰金は規定されていません。

本政令は、2020 年 4 月 15 日より有効になります。

連絡先:

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

住所 : Room No.704, 7F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau St.,
Da Kao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: 84 8 3820 5731 / 2 Fax: 84 8 3820 0906

(英語)

Trần Mai Tường Vy
tran.mai.tuong.vy@kmc.vn
Nguyễn Văn Mùi
nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Lê Quốc Duy
le.quoc.duy@kmc.vn
Nguyễn Thị Thảo Uyên
nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。